

福島県内の

最低賃金

「知っている」つもりじゃダメです!!



最低賃金の件名	最低賃金額	効力発生 年月日	適用除外業種	備考	
	1時間				
福島県最低賃金	828円	R3.10.1		福島県内の事業場で使用されるすべての労働者(パートタイマー、アルバイト等を含む)に適用されます。	
特定(産業別)最低賃金	非鉄金属製造業	886円	R4.1.13	次の者は、福島県最低賃金が適用されます。 ①(1)18歳未満又は65歳以上の者 (2)雇入れ後3ヶ月未満の者であって、技能習得中の者 (3)清掃、片付けその他これらに準ずる軽易な業務に主として従事する者 ②電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金については、上記①の者のほか小型電動工具若しくは手工具を用いて行う穴あけ、かしめ、巻線、組線、取付け又は小物部品の包装若しくは箱入れの業務に主として従事する者	
	電子部品・デバイス・電子回路 電気機械器具 情報通信機械器具製造業	856円	R4.1.13		医療用計測器製造業 (心電計製造業を除く)
	輸送用機械器具製造業	890円	R4.1.13		
	計量器・測定器・分析機器・試験機・ 測量機械器具・理化学機械器具 時計・同部品 眼鏡製造業	889円	R4.1.13		
	自動車小売業	894円	R3.12.24		二輪自動車小売業 (原動機付自転車を含む)

最低賃金の 確認方法

- 時間給の場合…時間給 \geq 828円
- 日給の場合…日給 \div 1日の所定労働時間 \geq 828円
- 月給の場合…
$$\frac{\text{月給} \times 12\text{ヶ月}}{\text{年間総所定労働時間}} \geq 828\text{円}$$



●最低賃金の適用除外

心身の障害により著しく労働能力の低い者、試の使用期間中の者、職業能力開発促進法の認定職業訓練を受ける者等で、福島労働局長の許可を受けた場合は、上表の最低賃金は適用されません。

●最低賃金額に含めない賃金

- 臨時に支払われる賃金(結婚手当など)
- 1ヶ月をこえる期間ごとに支払われる賃金(賞与など)
- 時間外・休日・深夜労働に対して支払われる賃金(割増賃金など)
- 精皆勤手当、通勤手当、家族手当

携帯サイトQRコード



労働相談・各地域連合の
情報はこちらから!